MAEDA & SUZUKI

PATENT Co., LTD.

IWANAMI SHOTEN HITOTSUBASHI BLDG. 8F., 5-5, HITOTSUBASHI 2-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 101-0003, JAPAN TELEPHONE 81-3-6261-4255 FACSIMILE 81-3-6261-4245

E-mail address: ms@mspatent.com

2015年7月29日

前田・鈴木国際特許業務法人

意匠・商標担当 宮尾 裕紀

意 匠 審 決 速 報

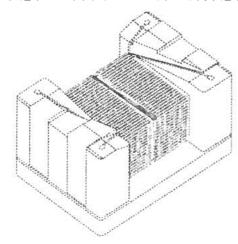
①審判番号:不服2014-24013

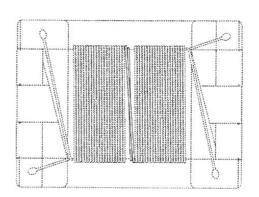
②概 要:部分意匠として、全体との対比における位置の相違点が形態類似

の共通点を凌駕するとの主張が認められた

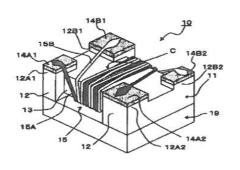
③詳 細:

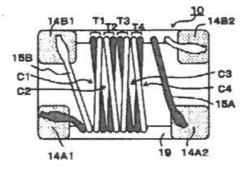
本願意匠: (中央クロス部の部分意匠)





引用意匠:





原査定では

- ①ワイヤが交差していることの共通性が強い
- ②交差しているワイヤの位置や傾斜の相違点は微弱

との理由から拒絶査定となっていた。

そこで、面接審査を行い、<u>実際の意匠物品及びカタログ等を使い</u>説明し、また 部分の大きさ、範囲、位置が類否判断に影響を及ぼすとされた判例(平成 18 年(行ケ)第10317号)を示した結果、

審判では

- ①共通しているコイルの巻線が交差している形態は、この種の物品において 他にも見られるものであり、類否判断を決定つけるものではない
- ②ワイヤの位置や傾斜は非常に目につきやすく類否判断に大きな影響を与える
- と、判断され、

部分意匠としての用途、機能並びに大きさ及び範囲については一致するが、部分意匠としての位置について相違し、相違点が類否判断に及ぼす影響は共通点のそれを凌駕している。意匠全体として見たとき視覚的印象を異にするというべきであるので、両意匠は類似するということは出来ないとの審決を得た。

④コメント:

部分意匠の類否判断の審査基準である

- (1) 物品の同一類似性
- (2)「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の用途及び機能の同 一類似性
- (3)「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の形態の同一類似性
- (4)「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内であるかどうか
- の内、(1) ~ (3) は満たし、(4) の大きさ、範囲までも満たしているが、
- (4) の位置について相違点が大きいため類似しないとの審決を得た案件と考えられる。

部分意匠の類否判断において、全体の中での位置、大きさ、範囲は視覚的に も大きな相違点を産むことから特に重要な基準である。

その相違点を説明するには、書面での主張では限界があり、実際の物品を審

以上